

スポーツ振興宣言の町

小野町教育委員会

一 宣言までの経過

高度経済成長に伴う社会生活の変化からくる身体活動の減退や体力低下、また、余暇時間の増大、平均寿命の延びに加えて、健康で明るい活力ある生涯を送るうえから、住民の体育スポーツ活動への欲求が高まり、こうした時代の要請を的確に把握し、社会体育スポーツ振興の長期的推進を図ることはまさに時宜を得たものであります。

本町では、昭和四十九年十二月二十日、スポーツ振興宣言の町に関する決議案が提出された。

提案理由は、町民が健康で文化的な生活をいとなむために、体育スポーツを振興し、人間尊重を基盤とすることは、今後のわが町の重要な課題であり、ここに小野町は「スポーツ振興宣言の町」を宣言し、体育スポーツ振興の長期的推進を展開すると決議されたのである。

二 スポーツ団体の育成

体育協会の育成経過

わが町の体育協会は、昭和四十四年四月一日に、スポーツの健全な発達と、その普及を図るとともに、スポーツ団体相互の緊密な連絡と協力を図ることを目的に結成されました。

今日では、スポーツ愛好者が増加し体育協会への加盟十四団体、千七百九十七名、加盟種目は、野球、卓球、バレーボール、庭球、柔道、剣道、弓

道、ハンドボール、ソフトボール、家庭バレーボール、山岳、スポーツ少年団、バドミントン、スポーツ民謡となっている。

また、任意団体二十四、六百名が日常生活の中で、スポーツを楽しみながら健康づくりと、仲間づくりにはげんでいる。

三 行政面の施策

(一) スポーツ振興審議会の組織

スポーツ振興に関する重要事項を審議するため、昭和五十二年に設置し、十名の委員を任命している。

住民のスポーツに対する意識が高まれば高まるほど、委員の任務は重大になり、現在体育施設の充実、体育指導委員の人選、スポーツ協力員の設置、学校体育施設の開放、町民総参加のスポーツ事業の計画とその実施を図っている。

(二) 体育指導委員の設置、並びに活動状況

昭和五十二年に、住民に対し、スポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導助言を行うことを目的に設置し、当時十名の委員であったが、現在は、二十名の委員によって、それぞれの分野で活動が展開されている。

最近では、スポーツ各団体から、体育指導委員の派遣制度をつくり、要請に応じて、各団体の指導を通じて、住民の生きがいと、地域社会に根ざした連帯感の育成を図っている。

四 学校体育施設の開放

前に述べたように、体育施設が不足しているため、全町内の小、中学校の体育館を、住民のスポーツ活動の場として開放している。

現在、利用している登録団体は、十三団体で、登録人数は八百二十六名、月当たり利用回数百七〇回、スポーツ傷害保険への加入率は八十九パーセントである。

また、施設管理については、各団体から、二名の管理指導員による自主管理方式で行っており、うまく運営されている。

五 指導者の育成事業

住民の広範で多様な要求に対応していくためには、これに見合った指導者の確保が必要である。

そのため行政では、指導者の育成を図るため、指導者養成のための研修会、講習会の開催と積極的な参加、奨励の促進を図るとともに、民間指導者の発掘に努めている。

六 主な事業

町民総参加の社会体育スポーツ事業として、町民運動会、行政区対抗壮年ソフトボール大会、家庭バレーボール大会、ジョギング大会、マラソン大会、オリエンテーリング、スポーツテスト、体力テスト、スポーツ少年団野球大会等を実施し住民総参加のスポー